建設発生土等の
有効利用に関する行動計画

平成１５年１０月

国　土　交　通　省

目　次

第Ⅰ章　行動計画策定の背景と目的 ---------------------------- 1

1．背景 -- 1

2．目的 -- 1

第Ⅱ章　建設発生土等の有効利用に関する現状と課題 ---------- 2

第Ⅲ章　建設発生土等の有効利用に関する対応方針 ------------ 3

1．基本的な考え方 -- 3

2．行動計画の目標 -- 3

3．行動計画のフォローアップ -------------------------------- 4

4．行動計画の具体的な施策 ---------------------------------- 5

施策１　公共工事土量調査の実施 ---------------------------------- 5
施策２　建設発生土等の指定処分の徹底 ---------------------------- 5
施策３　建設発生土等の工事間利用の促進 -------------------------- 7
（１）建設発生土等の工事間利用の促進施策の実施
①　各地方建設副産物対策連絡協議会等の再活性化
②　建設発生土情報交換システムの改善
③　建設リサイクルガイドラインの強化
④　ストックヤードの活用
⑤　民間の活用
（２）「リサイクル原則化ルール」の効果の検証
（３）建設発生土の有効利用の総点検と行動計画の策定
（４）建設発生土の有効利用促進モデルブロック圏の設定
施策４　建設発生土の広域利用の促進 ---------------------------- １０
施策５　建設発生土等の場外搬出量の削減 ------------------------ １１
施策６　法的対応の検討 -- １１
施策７　汚染土壌への対応マニュアルの策定 ---------------------- １２
施策８　廃棄物混じり土への対応マニュアル等の検討 -------------- １２

第Ⅰ章　行動計画策定の背景と目的

１．背景

従来より、公共工事においては、コスト縮減等の観点より設計の段階から切土、盛土のバランスをとる等、建設発生土の現場内利用に努めているところである。

しかしながら、現状では、建設発生土の場外搬出量は、約２億８０００万ｍ３（平成１２年度調査より引用。以下同じ）に及んでいるが、工事間で利用されているものはわずか約３割であり、これは建設工事における土砂利用量１億５６００万ｍ３の約５割にすぎない。また、建設発生土の約７割は、内陸受入地に利用されている。

この結果、首都圏を中心とした地域で、大量の土砂の放置により自然環境・生活環境に影響を及ぼすとともに、土砂利用量の約５割を占める新材の採取により、自然環境に影響を及ぼしている。また、土の運搬に用いるトラックの排出ガスによる大気環境への影響も無視できないものがある。さらに、建設工事施工中に遭遇する汚染土壌や廃棄物の不法投棄に伴い生ずる廃棄物混じり土の存在等、建設発生土等を取り巻く環境には厳しいものがある。

さらに、平成１４年１１月２２日には中央環境審議会より「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」が意見具申され、その中で、「汚染土壌以外の建設工事に伴い生ずる土砂については、現在、その約９割が公共事業に伴い生ずるものであることから、まず、その発注者である公共主体が発生土砂の適正な利用や処分を明確にする取組が必要である。具体的には、国の直轄工事において導入され、地方公共団体にも普及しつつあるように、発注者が契約業者に土砂の搬出先を指定するという指定処分を徹底することが必要である。また、あわせて、掘削土砂の埋め戻し等による建設発生土砂の搬出の抑制や、発生土砂とその土砂利用に係る情報交換の促進及びストックヤードの整備等による工事間利用の促進などの取組を進めるとともに、民間事業についても、指定処分を始め、同様の取組を促していくことが必要である。こうした取組を体系的に進め、発生土砂の搬出抑制、適正な利用及び処分を実態的に確保していくことを中心に必要な対策を講じていくことが適当である。」との指摘を受けているところである。

２．目的

こうした状況を背景として、建設発生土等の不適正処理の問題も含めた有効利用に関する課題についての国土交通省における基本的な考え方、目標、目標を達成するための具体的な施策等を内容とする「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」を策定した。

なお、本行動計画は、建設発生土の約９割は公共工事から発生していることを踏まえ、公共工事の発注者としての取組を中心として策定した。また、廃棄物に分類されている建設汚泥をも取り上げ、その処理土についての対応を示した。

今後、本行動計画に示された施策については、速やかに実行していくことになるが、その際には、施策の実施主体が国から市町村まで多岐に渡るため、建設発生土等の有効利用の必要性、計画の意義等計画の理念を周知徹底し、各公共工事の発注者の意識改革を図らねばならない。

さらに、本行動計画では対象としていない民間工事の発注者に対しても、計画の趣旨を踏まえた取組が行われることを期待している。

第Ⅱ章　建設発生土等の有効利用に関する現状と課題

第Ⅰ章で記述したように、建設発生土の約７割は工事間で利用されずに、内陸受入地に利用されているが、内陸受入地には完成目標年がない場合が多いものの、建設発生土にとって、公共工事でも内陸受入地でも有効利用されていることに変わりはない。

しかしながら、工事間で利用されていない建設発生土のごく一部が、大量の土砂の放置等の形で不適正に処理されており、自然環境・生活環境に多大な影響を及ぼしていることも事実である。

また、大量の建設発生土を内陸受入地に搬出する一方で、その約３割強の量の新材を購入するといった極めていびつな状況が、さまざまな弊害をもたらしていることも看過できない。

以下、建設発生土等の有効利用に関する現状と課題をとりまとめた。

課題１．実態の未把握

建設発生土の有効利用に関わる対策を立案するとともに、実施した対策の効果を評価するためには、個々の建設発生土の流れを把握する必要があるが、公共工事における土砂のフローを管理するシステムができていない。

課題２．建設発生土の不適正処理

一部の公共工事において、発注者による建設発生土の行先把握がなされておらず、結果として、工事間で利用されていない建設発生土のごく一部が、大量の土砂の放置等の形で不適正に処理され、自然環境・生活環境に多大な影響を及ぼしている。

課題３．最終処分場の使用

必ずしも土質に応じた適用用途に搬出されているわけではないため、工事間利用に適した第１種～第３種建設発生土でも、残容量の少ない最終処分場に搬出されている例がある。

課題４．新材の採取

建設発生土の工事間利用が進んでいないこともあり、新材の購入の需要が大きくなっており、山砂の採取に伴い１年間に東京ドーム規模の山３０箇所が消滅するなど、自然環境に多大な影響を及ぼしている。

課題５．土の運搬に用いるトラックの排出ガス

建設発生土の工事間利用が進んでいないこともあり、土の運搬に用いるトラックの総数が必要以上に多くなっており、トラックの排出ガスによる大気環境への影響が懸念される。

課題６．建設発生土の供給過多状態

建設発生土の場外搬出量は､土砂利用量の約２倍と供給過多状態となっているため、特に大都市圏を中心に、建設発生土を受け入れる仕組みの構築と、場外搬出量の削減が求められている。

課題７．通達等の限界

建設発生土等の有効利用に関する施策の多くは国の通達等で実施しているが、施策の効果が得られない場合には、強制力、罰則等の観点から、施策の強化を図ることも

必要となる場合がある。

課題８．汚染土壌

建設工事施工中に汚染土壌に遭遇する場合も想定される。

課題９．廃棄物混じり土

建設工事施工中に廃棄物の不法投棄に伴い生ずる廃棄物混じり土に遭遇する場合も想定される。

第Ⅲ章　建設発生土等の有効利用に関する対応方針

１．基本的な考え方

第Ⅱ章で記述した建設発生土等の有効利用に関する現状と課題の中で、喫緊に解決すべき課題は、①建設発生土の不適正処理による自然環境・生活環境への影響、②工事間利用が進んでいないことに起因する、新材採取に伴う自然環境への影響と土の運搬に用いるトラック総数の増大である。

一方、安易に新材を購入するという公共工事の発注者の姿勢が、逆に工事間利用が進まない原因の一つになっていることも看過できない。

このため、建設発生土等の有効利用の基本的な考え方は、建設発生土の不適正処理を防止するため、各公共工事の発注者が建設発生土の行先を完全に把握すること、可能な限り建設発生土の工事間利用を促進することを柱とし、以下の通りとした。

（建設発生土等の有効利用の基本的な考え方）

設計の段階から切土、盛土のバランスをとる等、建設発生土の現場内利用を進めるとともに、

①　建設発生土の不適正処理を防止するため、指定処分を徹底するなど、各公共工事の発注者が建設発生土の行先を完全に把握する。

②　並行して、可能な限り建設発生土の工事間利用を促進する。その際、まずは地方ブロック内の工事間利用調整を徹底する。調整不調の場合には、地方ブロック外との工事間利用を検討する。

③　工事間利用後、なお建設発生土の場外搬出量が供給過多状態である場合は、新技術を活用するなど、さらなる削減に努める。

④　①～③の支援として、公共工事における土砂のフローの管理など、必要な施策を随時実施していく。

⑤　①～④を強力に推進していくため、各公共工事の発注者間等の連携を強化する。

２．行動計画の目標

本行動計画では、「将来的には建設工事に必要となる土砂は原則として工事間利用でまかなうこと。」とし、土砂を利用する工事の目標設定として、建設発生土等の有効利用に関する目標の指標を「利用土砂の建設発生土利用率」とした。

なお、目標年度と目標値については、「建設リサイクル推進計画２００２（平成１４年５月　国土交通省)」と整合をとった。

建設発生土の目標

目　標　指　標	平成１７年度	＜参考＞平成２２年度
利用土砂の建設発生土利用率	８０％（６２％）	９５％

（注１）　（　）内は、平成１２年度の実績値。
（注２）　利用土砂の建設発生土利用率＝
（土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量）／土砂利用量
ただし、利用量には現場内利用を含む。
（注３）　対象は、公共工事。
（注４）　この結果、自然環境に影響を及ぼしている新材の利用率は、平成１７年度には、２０％に低減する。

また、上記目標を達成するためには、土砂を搬出する工事側の取組も必要不可欠であり、「建設発生土の工事間利用率」を、平成１７年度までに、４５％に向上させることとした。

（注１）　建設発生土の工事間利用率＝
（場外搬出量のうち土質改良を含む工事間利用量）／場外搬出量
（注２）　建設発生土の工事間利用率の目標値は、建設発生土の場外搬出量、土砂利用量の変化に応じて、利用土砂の建設発生土利用率の目標を達成すべく適宜見直しを図るものとする。なお、場外搬出量、土砂利用量が平成１２年度値と変わらない場合、最大値は５７％となる。

３．行動計画のフォローアップ

本行動計画に記載された施策の実施状況や建設発生土等の有効利用に関する目標の達成状況については、毎年度実施する公共工事土量調査を活用してフォローアップを行い、社会経済情勢の変化等も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

特に、目標年度である平成１７年度の目標達成状況については、詳細な評価分析を行い、その結果によっては、計画の抜本的見直しを行うものとする。

４．行動計画の具体的施策

施策	具体的な行動	実施時期	担当部局 （　　）は本省担当課

施策１　公共工事土量調査の実施

公共工事における土砂という資源のフローを全体で一括管理するため、公共工事土量調査を実施する。

	具体的な行動	実施時期	担当部局
	各地方建設副産物対策連絡協議会等が、各公共工事の発注者を対象に、対象年度前に土量、土質、搬出・搬入時期等の工事情報の調査を実施するとともに、そのとりまとめ結果を各公共工事の発注者に配布し、建設発生土の工事間利用調整の基礎資料とする。 あわせて、年度末に工事実績等の確認調査を実施する。	一部実施中 平成１５年度より全国的に実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 （総合政策局事業総括調整官）

施策２　建設発生土等の指定処分の徹底

建設発生土の不適正処理の防止を目指し、各公共工事の発注者が建設発生土の行き先を完全に把握するため、建設発生土の指定処分を徹底する。

	具体的な行動	実施時期	担当部局
	■　指定処分した建設発生土の搬出先点検 指定処分が概ね100%導入されている国については、建設発生土を指定どおりに搬出しているかのチェックを行う。	平成１５年度に実施	国土交通省直轄工事を行う全ての事務所 （総合政策局事業総括調整官）
	■　地方公共団体への指定処分の普及促進 指定処分のさらなる導入が必要な地方公共団体については、建設発生土に係る施工条件の明示等の国の取り組みを周知徹底する。 このため、各地方建設副産物対策連絡協議会等に本省担当官が出席し、国の取り組みを周知徹底する。 また、各地方建設副産物対策連絡協議会等にて、指定処分の実施を申し合わせる。 あわせて各地方建設副産物対策連絡協議会等名で、指定処分の実施を市町村に依頼する。	平成１５年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 （総合政策局事業総括調整官）

■　小規模地方公共団体への技術支援 　技術職員の少ない小規模地方公共団体への技術支援を行うことができる環境の整備について検討するため、課題を整理する。	実施中	大臣官房技術調査課
■　建設発生土等の利用にかかる基準等の充実、周知の徹底 　指定処分の際に、土質に応じた適用用途を踏まえて的確に搬出先を指定できるようにするため、「発生土利用基準（案）」の見直し等、建設発生土等の利用にかかる基準等の充実を図るとともに、各公共工事の発注者への周知を徹底する。	平成１５年度より実施	大臣官房技術調査課
■　建設汚泥のリサイクル推進 　残余容量の少ない最終処分場の使用を減らすため、産業廃棄物となっている建設汚泥については、社会全体のコストバランスを考慮しつつリサイクルの推進に努める。 　このため、リサイクル原則化ルールの対象品目に建設汚泥の追加を検討する。	平成１５年度より着手	大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 大臣官房官庁営繕部営繕計画課 総合政策局事業総括調整官
■　グリーン調達による建設汚泥から再生した処理土の使用推進 　事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、公共工事における建設汚泥から再生した処理土の使用を推進する。	実施中	大臣官房技術調査課 各地方整備局等
■　建設汚泥の再生品の品質基準の策定 　建設汚泥の再生品の利用を促進する仕組みを検討する基礎資料として、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、建設汚泥の再生品の品目毎の品質基準案を策定する。	平成１５年度中に策定する。	大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 総合政策局事業総括調整官 総合政策局建設業課 都市・地域整備局公園緑地課 河川局治水課 道路局国道・防災課 港湾局建設課 航空局飛行場部建設課
■　建設汚泥の再生利用認定制度等の活用 　建設汚泥のリサイクルを推進するため、個別指定制度、再生利用認定制度等を積極的に活用するための手引き書等を作成する。	一部実施済み 平成１５年度より着手	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局

施策３　建設発生土等の工事間利用の促進

新材採取に伴う自然環境への影響の低減、土の運搬に用いるトラック総数の減少、建設発生土の不適正処理の減少等を図るため、建設発生土の工事間利用を促進する。

（1）建設発生土等の工事間利用の促進施策の実施

①各地方建設副産物対策連絡協議会等の再活性化

■工事情報の周知 各地方建設副産物対策連絡協議会等は、毎年度公共工事土量調査を行い、各公共工事の発注者に工事情報を提供する。	一部実施中 平成１５年度より全国的に実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 （総合政策局事業総括調整官）
■　建設発生土等のフローの管理 本省は、公共工事土量調査等で得られたデータを基に、各都道府県毎の年間の土のフロー図を作成し、各地方建設副産物対策連絡協議会等に配布する。	平成１５年度より実施	総合政策局事業総括調整官
新材の利用量については、公共工事土量調査等の結果より、その利用量が急増していると判断される場合は、各地方建設副産物対策連絡協議会等から各公共工事の発注者に注意喚起と是正措置を依頼する。	平成１５年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会事務局 （総合政策局事業総括調整官）
■　建設発生土の工事間利用の調整 各公共工事の発注者間で建設発生土の利用調整ができなかった工事については、各地方建設副産物対策連絡協議会等にて利用調整を行う。	平成１６年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 （総合政策局事業総括調整官）
各地方建設副産物対策連絡協議会等において、大規模土木工事を主に、計画段階の事業も情報交換の対象とする。	平成１５年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 （総合政策局事業総括調整官）
数年後に工事発注する予定の事業であって、仮受入地的な機能を発揮できる工事に関する情報交換を行い、ストックヤードとしての利用調整を行う。	平成１５年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 （総合政策局事業総括調整官）
■　建設工事の受注者への周知 各地方建設副産物対策連絡協議会等において、民間工事の受注者も対象に含めて、建設発生土等有効利用に関する行動計画の周知を行う。	平成１５年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 （総合政策局事業総括調整官）

②建設発生土情報交換システムの改善

■　公共工事土量調査によるデータ入力 　公共工事土量調査の実施時に建設発生土情報交換システムへのデータ入力を行う。	平成１６年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局　等 （総合政策局事業総括調整官）
■　工事間利用の調整等の支援ツールとして活用 　工事予定の変更に伴い、新たな利用調整を行う場合には、情報交換システムを活用して、個別に利用調整を実施する。	平成１６年度より実施	各公共工事の発注者

③建設リサイクルガイドラインの強化

■　計画段階での複数事業の総合調整ガイドラインの策定 　事業の計画段階から、近接する複数の事業間で土の搬出・搬入調整を行いつつ個々の工事の設計を行うため、「計画段階での複数事業による建設発生土総合調整ガイドライン」を策定する。	平成１５年度より着手 平成１６年度中に策定	大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 大臣官房官庁営繕部営繕計画課 総合政策局事業総括調整官
■　リサイクル阻害要因改善指針の策定 　個々の工事で、利用土砂の建設発生土利用率が目標を下回ることがないよう、個々の工事で建設発生土の工事間利用率もあわせてチェックするとともに、建設発生土の有効利用を阻害する要因を改善するためのノウハウをまとめた「リサイクル阻害要因改善指針」を策定する。	平成１５年度より着手 平成１６年度中に策定	大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 大臣官房官庁営繕部営繕計画課 総合政策局事業総括調整官
■　地方公共団体への建設リサイクルガイドラインの普及促進 　各地方建設副産物対策連絡協議会等に本省担当官が出席し、国の取り組みを周知徹底する。 　また、各地方建設副産物対策連絡協議会等にて、建設リサイクルガイドラインの実施を申し合わせる。 　あわせて、各地方建設副産物対策連絡協議会等名で、建設リサイクルガイドラインの実施を市町村に依頼する。	平成１５年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 （総合政策局事業総括調整官）

④　ストックヤードの活用		
■　ストックヤード運営指針（案）の策定 　ストックヤードの標準的な整備手法、盛土方法、管理方法を規定するストックヤード運営指針（案）を策定するとともに、各地方建設副産物対策連絡協議会等において各公共工事の発注者への周知を徹底する。	平成１５年度より着手 平成１６年度中に策定	大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 総合政策局事業総括調整官 都市・地域整備局公園緑地課 河川局治水課 道路局国道・防災課 港湾局建設課 航空局飛行場部建設課
■　日本政策投資銀行による建設残土対策促進事業融資 　ストックヤードに必要な施設及びストックヤード施設と一体となって機能する施設（搬入・搬出路、周辺環境対策等）の整備について、長期低利の融資を行う。	実施中	総合政策局事業総括調整官
■　良質な土砂の確保を行うための建設発生土処理施設等の立地促進 　臨海部において、破砕、分級等により良質な土砂の確保を可能とする建設発生土処理施設の整備を促進する。	実施中	港湾局環境整備計画室

⑤　民間の活用		
■　公共工事から搬出される建設発生土を民間工事に搬入する仕組みの構築 　建設発生土の有効利用の観点から、工事間利用の対象を公共工事以外に拡げるため、公共工事から搬出される建設発生土を民間工事に搬入する仕組みの構築を検討する。	平成１５年度より検討に着手 平成１６年度中に結論を得る	大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 総合政策局事業総括調整官 都市・地域整備局公園緑地課 河川局治水課 道路局国道・防災課 港湾局建設課 航空局飛行場部建設課
■　民間へ建設発生土等を売却する仕組みの構築 　建設発生土の有効利用の観点から、工事間利用の対象を公共工事以外に拡げるため、一般的に市場で売買されている砂利と同等の品質の建設発生土について、市場ルールの下での売却する仕組み等の構築を検討する。	平成１５年度より検討に着手 平成１６年度中に結論を得る	大臣官房会計課 大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 総合政策局事業総括調整官 都市・地域整備局公園緑地課 河川局治水課 道路局国道・防災課 港湾局建設課 航空局飛行場部建設課

（２）「リサイクル原則化ルール」の効果の検証

各地方毎のモデル事務所において、リサイクル原則化ルールの適用距離の増減に伴う建設発生土の工事間利用率、利用土砂の建設発生土利用率、建設工事コスト等の変化を机上シミュレートにより検証する。	平成１６年度に実施	地方整備局等で選定されたモデル事務所 （総合政策局事業総括調整官）

（３）建設発生土の有効利用の総点検の実施と行動計画の策定

各県毎に、各公共工事の発注者別の建設発生土の工事間利用率、利用土砂の建設発生土利用率等を踏まえて、建設発生土の有効利用に関わるきめ細やかな対策を立案するため、公共工事の各々の発注者自らが総点検を実施する。	平成１５年度より実施	各公共工事の発注者 （総合政策局事業総括調整官）
総点検の結果を踏まえ、建設発生土の一層の有効利用のために重点的に取り組むべき対策を各地方建設副産物対策連絡協議会等においてとりまとめ、各地方毎の行動計画を策定する。 なお、行動計画策定の３年後に再度総点検を実施し、対策の効果を評価する。	平成１５年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 （総合政策局事業総括調整官）
著しく効果のあがった発注者を対象とした表彰制度を創設する。	平成１６年度より検討に着手 平成１７年度中に結論を得る	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 （総合政策局事業総括調整官）

（４）建設発生土の有効利用促進モデルブロック圏の設定

建設発生土の有効利用の総点検により立案された対策の効果を確実に発現させるため、モデルブロック圏を設定し、本省、地方整備局等の重点的な支援の下、建設発生土の有効利用のシステムの改善を徹底的に実施する。 なお、ブロック圏内の県は、３ヶ年の行動計画を公表するとともに、「建設発生土有効利用先進県宣言」を行う。 あわせて、対策の効果の評価を平成１８年度に行う。	平成１５年度より実施	総合政策局事業総括調整官 各地方建設副産物対策連絡協議会事務局

施策４　建設発生土の広域利用の促進

建設発生土が過剰となっている大都市圏と新材購入量が多い地方圏のアンバランスを解消するため、建設発生土の広域利用を促進する。

海上広域輸送により建設発生土を地方の港湾の埋め立て地等へ受け入れるスーパーフェニックス制度の活用と拡充等、この制度の当面のあり方について結論を得る。	平成１５年度より着手 平成１５年度中に結論を得る	港湾局環境整備計画室

施策５　建設発生土等の場外搬出量の削減

建設発生土等の場外搬出量と土砂利用量のアンバランスを是正するため、建設発生土等の場外搬出量を削減する。

■　建設発生土等の利用拡大に資する技術の積極的活用 各公共工事の発注者が低品質土の改良技術等の建設発生土利用拡大に資する技術を積極的に活用する。	平成１５年度より実施	各公共工事の発注者
建設発生土利用拡大に資する技術の活用を図るため、建設発生土利用技術マニュアル等で技術情報を提供する。	平成１５年度より実施	大臣官房技術調査課 （独）土木研究所
砂防ソイルセメント工法（ＣＳＧ）の活用を推進する。	実施中	河川局砂防部保全課
港湾工事で発生する浚渫土砂を干潟等の造成に利用するシーブルー事業を推進する。	実施中	港湾局環境整備計画室
■　基準等の見直し 建設発生土等の現場内利用に関し、各公共工事の発注者の意識改革を誘導するため、必要に応じて基準等の見直しを行う。	平成１５年度より順次着手	基準等の所管課

施策６　法的対応の検討

国において通達等で実施している施策、資源有効利用促進法や条例等で定められた施策では十分な効果が得られない課題について対応するため、法的対応を検討する。

建設発生土等の有効利用の促進、不適正処理防止の観点から、法的な対応を検討する。	平成１５年度より着手 本計画の評価を踏まえ、結論を得る	総合政策局事業総括調整官　等

施策７　汚染土壌への対応マニュアルの策定

土壌汚染対策法の指定区域外において、建設工事施工中に遭遇した汚染土壌に対応するため、技術的な対応マニュアルを策定する。

■　土壌汚染対策法の指定区域外において建設工事施工中に遭遇した汚染土壌対応マニュアル 　土壌汚染対策法の指定区域外において、建設工事施工中に遭遇した汚染土壌に対応するため、調査、対策の検討、措置の実施等を定めた技術的な対応マニュアルを策定する。	平成１５年７月にマニュアル（暫定版）を策定し、マニュアルの運用を開始	大臣官房技術調査課 （独）土木研究所

施策８　廃棄物混じり土への対応マニュアル等の検討

建設工事施工中に遭遇した、取り扱いが確定していない廃棄物混じり土に対応するため、技術的な対応マニュアル等を検討する。

建設工事施工中に遭遇した、取り扱いが確定していない廃棄物混じり土に対応するため、調査、対策の検討、建設発生土と廃棄物の分別、措置の実施等を定めた技術的な対応マニュアル等を検討する。	平成１６年度より検討に着手	大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 総合政策局事業総括調整官 河川局治水課 道路局国道・防災課 （独）土木研究所